

函館市ショートステイ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者を一時的に短期入所施設に入所させ、日常生活上の介護や生活指導等のサービスを提供し、当該高齢者およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とするショートステイ事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の実施については、介護保険法第70条第1項に基づき指定された事業所を運営する法人等（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法または生活保護法（介護扶助）における要介護・要支援の認定を受けている者（次号において「要介護等認定者」という。）で、次に掲げるアからエの全てに該当するもの
 - ア 身体上、精神上または生活環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者
 - イ 介護者がいない、または介護者の病気、事故、災害、失踪、就労等により介護を受けることができない者
 - ウ 生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯に属する者
 - エ 一時的に介護保険サービスの利用限度を超えての事業の利用が必要であると認められる者
- (2) 要介護等認定者以外の者で、前号ア、イおよびウのいずれにも該当するもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めるもの

(実施施設)

第4条 事業は、次に掲げる施設で行うものとする。

- (1) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う施設
- (2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護を行う施設（送迎）

第5条 市は、事業の利用において、一般の交通機関を利用することが難しいなど当該利用者の居宅と前条に掲げる実施施設との間の移動手段の確保が困難な場合は、送迎を加えることができる。

(利用期間)

第6条 事業の利用期間は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる者
介護保険制度の（介護予防）短期入所生活介護または（介護予防）短期入所療養介護の利用開始日から起算して90日間の範囲内で、必要と認められる期間

- (2) 第3条第2号および第3号に掲げる者

1回につき7日以内。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その認める期間

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市

長に対し、別記第1号様式の申請書により申請しなければならない。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、地域包括支援センターまたは市が行う当該申請者の生活状況、心身状況、世帯状況その他必要な実態調査等を勘案し、事業の利用の可否を決定し、可と決定した場合にあっては申請者に別記第2号様式の通知書および受託者に別記第3号様式の通知書により通知するものとし、否と決定した場合にあっては申請者に別記第4号様式の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を変更したときは、申請者に別記第5号様式の通知書および受託者に別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

(委託料)

第9条 市は、受託者に対し、別に締結する委託契約に基づき、委託料を支払うものとする。

(利用料等)

第10条 利用者は、事業を利用したときは、次に掲げる利用料等を利用した施設に支払うものとする。

(1)利用料 773円(1日当たり)

(2)送迎費 184円(第5条の送迎を利用したときの片道の額)

(3)日常生活において通常必要となる経費(食費、滞在費、日常生活費)

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 第9条の規定の適用については、生活保護世帯に属する者が平成18年4月1日から同年5月1日までの間に事業のサービスを利用した場合の利用料に限り、同条中「日額773円」とあるのは「日額0円」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 函館市生活管理指導短期宿泊事業（平成 18 年 4 月 1 日施行）実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、この要綱の施行日以後の利用から適用する。
- 3 この要綱の施行日前から引き続き要介護等認定者であって、改正前のこの要綱の規定によるサービスまたは介護保険制度の（介護予防）短期入所生活介護もしくは（介護予防）短期入所療養介護を利用している者の第 6 条第 1 号の規定の適用については、利用開始日を令和 2 年 4 月 1 日とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

在宅高齢者等サービス総合利用登録申請書

年 月 日

函館市長

申請者 (利用対象者)	住 所	函館市
	ふりがな 氏 名	
	電 話	() -
	生年月日	年 月 日 年齢 歳

次のサービスの利用を申請します。

1	食の自立支援事業	4	生活援助員派遣サービス
2	外出支援サービス	5	緊急通報システム
3	除雪サービス	6	ショートステイ

※ 在宅高齢者等サービス総合登録申請にあたっての同意

市および地域包括支援センターが行う事業の実施にあたり、利用者の状況を把握する必要があるときは、基本チェックリスト記入内容、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業者等実施者、介護保険施設、主治医その他事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

※ 除雪サービス申請にあたっての証明等

私(上記利用対象者)は、除雪サービスを受けるにあたり作業範囲内の資産に破損等の損害が予見される状況では無いことを証明します。なお、前述の証明にもかかわらず破損等の損害が発生した場合には経年劣化などの他の要因によるものと判断します。

署名または記名押印

別記第2号様式（第8条第1項関係）

ショートステイ事業利用決定通知書

公文記号
年 月 日

様

函館市長

先に申請のありましたショートステイ事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用者	氏名	
	住所	
利用施設		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	(利用日数 日間)
送迎	・無 ・有 (送 / 迎)	
利用料等	(1) 利用料 773円 (1日当たり) (2) 送迎費 184円 (送迎を利用したときの片道の額) (3) 日常生活において通常必要となる経費 (食費, 滞在費, 日常生活費)	
備考	1 利用料等は利用施設に直接支払ってください。また、日常生活において通常必要となる経費 (食費, 滞在費, 日常生活費) の額については、利用施設に問合せしてください。 2 利用期間等に変更ある場合は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者 (ケアマネジャー) や利用施設にご相談ください。	

別記第3号様式（第8条第1項関係）

ショートステイ事業利用委託通知書

公文記号
年 月 日

様

函館市長

次の者のショートステイ事業の利用を委託します。

記

1 利用者

住 所

氏 名

2 利用期間

年 月 日から

年 月 日まで (利用日数 日間)

3 送迎の有無

・無 ・有 (送 / 迎)

4 利用料 (利用者負担分)

(1) 利用料 773円 (1日当たり)

(2) 送迎費 184円 (送迎を利用したときの片道の額)

(3) 日常生活において通常必要となる経費 (食費, 滞在費, 日常生活費)

別記第4号様式（第8条第1項関係）

ショートステイ事業利用却下通知書

公文記号
年 月 日

様

函館市長

先に申請のあったショートステイ事業の利用については、次の理由により却下としたので通知します。

（却下とした理由）

別記第5号様式 (第8条第2項関係)

ショートステイ事業利用の変更決定通知書

公文記号

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで決定したショートステイ事業の利用内容を次のとおり
変更決定したので通知します。

利用者	氏名		
	住所	函館市 町 丁目 番(地) 号	
項目		変更後	変更前
利用施設	名称		
	所在地		
	電話番号	局 番	局 番
利用期間 および 利用日数		年 月 日から 年 月 日まで (利用日数 日間)	年 月 日から 年 月 日まで (利用日数 日間)
送迎の有無		・無 ・有 (送 / 迎)	・無 ・有 (送 / 迎)
変更した理由			

別記第6号様式 (第8条第2項関係)

ショートステイ事業利用の委託変更通知書

公文記号

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付で委託通知した次の者のショートステイ事業の利用内容を変更したので通知します。

記

1 利用者 住所 函館市 町 丁目 番(地) 号
氏名

2 変更した内容

項目	変更後	変更前
利用期間 および 利用日数	年 月 日から 年 月 日まで (利用日数 日間)	年 月 日から 年 月 日まで (利用日数 日間)
送迎の有無	・無 ・有 (送 / 迎)	・無 ・有 (送 / 迎)

3 変更した理由
